

○福崎町開発事業等調整条例施行規則

平成 29 年 3 月 28 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福崎町開発事業等調整条例（平成 29 年条例第 10 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(関係水路利用代表者)

第 2 条 条例第 2 条第 10 号エの規則で定める水路を管理するものの代表者は、開発事業等に係る工事によりその構造が変更される水路又は事業区域から放流される雨水等の第一次放流先となる水路を利用するもので組織された団体その他これに類するものの代表者とする。

(事前協議の申出)

第 3 条 条例第 12 条の規定による申出は、開発事業等事前協議申出書(様式第 1 号)によってしなければならない。

2 前項の協議申出書には、事業区域位置図、現況図、計画概要図、求積図、事業区域にかかる登記事項証明書及び不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条に規定する地図又は地図に準ずる図面を添付し、併せて開発事業等事前協議の為に町長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(兵庫県福崎警察署との協議を要する開発事業等)

第 4 条 条例第 16 条の規定による開発事業等は、条例第 2 条第 4 号カ及びキに掲げる開発事業等とし、該当する深夜営業店舗は次の表のとおりとする。

建築基準法施行規則（別記様式）に定める主要用途区分

用途記号	主要用途	建築基準法別表 第一の(イ)欄の 区分	用途の概要、特記事項
08380	スポーツの練習場	(3)特定・多数	
08390	カラオケボックスその他これらに類するもの	(4)不特定・多数	
08400	ホテル又は旅館	(2)宿泊・就寝系	旅館業法による「ホテル営業」、「旅館営業」、「簡易宿所営業」を行う施設
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗	(4)不特定・多数	コンビニエンスストア等の日常生活用品店のみ
08440	マーケットその他の物品販売業を営む店舗	(4)不特定・多数	ホームセンター、本屋、薬局等の物品を販売する店舗
08450	飲食店	(4)不特定・多数	レストラン等の飲食業を営む店舗

08452	食堂又は喫茶店	(4)不特定・多数	日常生活に密着した飲食店のみ
-------	---------	-----------	----------------

2 兵庫県福崎警察署との協議結果報告は、協議結果報告書(様式第2号)により行うものとする。

(開発事業等協定の締結)

第5条 条例第18条の規定による開発事業等協定書は、次の各号の書類を添付するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 計画平面図(土地利用計画図)
- (3) その他町長が必要と認める書類  
(工事の着手)

第6条 条例第19条第2項の規定による工事着手の届出は、工事着手届出書(様式第3号)を提出して行わなければならない。なお、条例第2条第1号に規定する開発行為を行う場合は、工事着手に先立ち工事承認願(様式第4号)を提出し、工事工程及び工事使用材料について承認を得なければならない。

(台帳の公開)

第7条 条例第21条の規定による台帳の公開は、町の窓口(まちづくり課)において、閲覧に供することにより行うものとする。

(地域環境への配慮基準)

第8条 地域環境への配慮基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 環境共生型住宅の開発および普及拡大
- (2) 敷地内における自然面の保全、雨水浸透・雨水利用システムや水道システムの導入など、地域の水循環の保全
- (3) 環境に配慮した設計と周辺の緑化
- (4) 省エネルギー型の建築物づくり
- (5) 環境エネルギーの利用や高効率利用
- (6) 省電力照明機器の採用
- (7) 太陽光利用システムなどの自然エネルギーの導入
- (8) 雨水の地下浸透を図るための透水性舗装の積極的な採用
- (9) 建築物の保温性を高めるための屋上・壁面緑化の検討
- (10) 屋外照明を使用する際の時間帯や場所の配慮

(開発行為を行う場合の道路整備基準)

第9条 条例別表第2第2の項に規定する道路の整備基準は、第10条から第19条までの規定のとおりとする。

(道路計画の原則)

第10条 開発区域内道路、開発区域に接する道路及び開発区域への進入道路については、町の道路計画及び道路整備基準に適合するよう、開発区域周辺の道路網や環境を考慮しながら計画し、将来延長可能となるよう配慮すること。ただし、開発許可等の許認可や

承認が必要な場合は、事業者において、県の許可基準に適合していることを事前に確認しておくこと。

- 2 道路は、環境の保全上、災害の防止上、消防活動上および通行の安全上支障がない規模及び構造で適切に配置すること。
- 3 開発区域内の道路は、開発区域外の道路の機能を阻害することなく、かつ、開発区域外の道路と接続する必要があるときは、当該道路と接続してこれらの道路の機能が有効に発揮されるように設計すること。

(道路配置の計画)

第11条 開発区域内の道路は、災害の防止、避難上及び通行の安全上支障がないと認められる次のいずれかに該当する場合を除き、袋路状としてはならない。

- (1) 長さ 35m 以内に、車返し又は回転広場及び避難通路等が有効に設けられているもの
- (2) 先端部が公園、広場等公共の用に供する土地(通り抜けできるものに限る。)に接続するもの

(道路幅員の基本)

第12条 開発区域の宅地が接すべき道路及び開発区域から取付先道路に至る間の道路幅員は、開発区域の規模、予定建築物の用途に応じて、次の表に定める道路幅員以上としなければならない。

道路幅員の基本 (m)

開発規模 (㎡) 予定建築物	道路区分	500 以上 ~	1,000 以上 ~	3,000 以上 ~	10,000 以上 ~	100,000 以上
		1,000 未満	3,000 未満	10,000 未満	100,000 未満	
住宅 (2階以下の共同住宅を含む)	小区画道路	5				
	区画道路	6(5)			6	
	補助幹線道路				7	9
	幹線道路				12	
その他 (事務所工場等)	区画道路	6				
	補助幹線道路				7	9
	幹線道路				12	

この表において小区間道路とは、一般区画道路のうち延長50m以内又は住宅10戸前後までの極めて少ない交通を対象とする道路で、袋路状でなく、将来延長されることがないものをいう。

備考（ ）内は以下のすべての要件に合致する場合に適用する。

- (1) 予定建築物の用途が戸建て住宅又は戸建て併用住宅である。
- (2) 新たに設置する道路が開発区域の周辺の状況等により、将来に渡り他の道路との接続が考えられないで袋路状となる。
- (3) 当該道路に接する宅地数が10戸以下である。
- (4) 消防活動等緊急車両の通行に支障がない。
- (5) 帰属先となる管理者と協議が整っているか、又は整うことが確実である。

2 開発区域内の主要な道路は、開発区域の規模、予定建築物の用途により次の表に定める幅員以上の既存道路（道路法第3条に規定する道路）に取り付けなければならない。

取付先道路幅員 (m)

開発規模 (㎡)	500 以上 ~ 1,000未満	1,000 以上 ~ 3,000未満	3,000 以上 ~ 10,000未満	10,000 以上 ~ 20,000未満	20,000以上
戸建て住宅	6.5(4)			6.5(5)	6.5(6)
共同住宅 (長屋住宅含む)	6.5(4)		6.5(5)	6.5(6)	
その他 (事務所工場等)	9(4)		9(6.5)		12(9)
備考（ ）内はやむを得ない事情のある箇所の幅員とし、取付先道路の管理者と協議を要する。なお、取付先道路までの延長が50mを超える場合には、50m以内に10m以上の待避所を設けなければならない。					

(道路舗装の基準)

第13条 道路舗装の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路は、アスファルト系の舗装による、全面舗装とすること
- (2) アスファルト舗装の構成及び設計施工については、アスファルト舗装要綱(社団法人日本道路協会)に準拠するものとし、原則として次の表に掲げる舗装構成を標準とするが、設計に当たっては必ず土質調査を行い検討を行うこと

道路区分	表層 密粒度 アスファルト	基層 粗粒度 アスファルト	上層路盤 粒調碎石 (M-30)	下層路盤 切込碎石 (RC-40)
1級町道	5cm	5cm	10cm	20cm

2級町道	5cm	5cm	10cm	20cm
3級町道	5cm	—	—	—
備考				
<p>(1) 上層路盤（粒度調整砕石）の修正 CBR は、80 以上</p> <p>(2) 下層路盤（切込砕石）の修正 CBR は、30 以上</p> <p>(3) 路床土については、CBR12 未満となる流用土を用いないこと。また、路床の盛土工にあつては、CBR12 以上の良質なものを搬入使用し、20cm 毎に十分に締固めを行うこと。</p> <p>(4) 表層舗装工について、コンクリート系の舗装を計画するときは、セメントコンクリート舗装要綱(社団法人日本道路協会)に準拠しながら、詳細の構造を決定すること。</p> <p>(5) その他の舗装材を用いる場合は、あらかじめ協議を行うものとする。</p>				

(歩道の設置計画と構造)

第 14 条 歩道の設置については、開発区域の土地利用計画や通学経路及び開発区域周辺の道路網を勘案した歩行者動線に基づき計画することとする。

2 歩道は、縁石や防護柵その他これらに類する工作物又は植樹帯等により、車道と明確に分離することとする。

3 歩道の有効幅員は、原則として 2 m 以上を確保することとする。

4 歩道の舗装は、原則として開粒度アスファルト舗装(透水性舗装)とし、次の表に揚げる舗装構成厚以上を確保すること。ただし、地質上の要因や地形上の要因等により透水性舗装とすることが不相当と認められる場合には、細粒度アスファルト舗装にて整備すること。

歩道の舗装構成の厚み		歩道の巻込み部（隅切部）及び乗入れ開口部等とその前後影響区間（4t 以下）	一般部	4t 以上
表層	開粒度アスファルト舗装	5cm	3cm	3cm
	細粒度アスファルト舗装	—	—	粗粒度 7cm
路盤	粒度調整砕石（M-30） 又は切込砕石（RC-40）	15cm	10cm	15cm
フィルター層	砂	5cm	5cm	—

備考 CBR は5以上とする。

5 歩道に設けるグレーチング蓋板等の溝蓋類は細目格子構造とし、設計荷重は、T-2以上の製品を用いること。なお、車両の乗り入れが想定される区間箇所にあつては、接面する宅地の土地利用計画に応じ、設計荷重 T-14 以上から T-25 の製品を用いることとする。

(道路排水施設)

第 15 条 道路排水施設の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路内における雨水等を有効に排出するため、側溝、街渠、その他必要な施設を公共用地内に設けること
- (2) 道路排水のため設けるU型側溝の幅員は、内寸 30cm 以上とし、トラフは使用しないこと
- (3) L 型側溝を設ける場合は、雨水渠が布設された道路に限ること

(道路の植栽)

第 16 条 植栽帯等の設置については、原則として幅員 12m 以上の道路で、歩道幅員が 3m 以上の場合に適用するものとし、設置基準や配置間隔並びに植樹方法や植樹選定等にあつては、別途協議すること。既設植栽帯箇所に進入道路等を設置する場合は、あらかじめ協議のうえ、移植を行うものとする。

(他の道路構造)

第 17 条 他の道路構造の基準については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路敷地と段差が生じる他の管理区分との境界には、擁壁を設置すること
- (2) 道路の法敷には、適切な崩壊防止施設を設置すること
- (3) 道路は、階段状としてはならない。ただし、専ら歩行者の通行の用に供する道路で通行の安全上支障がないと認められるときは、この限りではない
- (4) 道路の交差角は、60 度以上であつて直角に近い角度とし、交差部分に設ける隅切りの長さ(斜辺長、単位m)は、別途協議することとする
- (5) 前号の規定にかかわらず、既設道路に設ける隅切りの長さは、別途協議するものとする
- (6) 道路の縦断勾配は、幹線街路及び補助幹線街路にあつては、7%以下とし、一般区画街路にあつては、9%以下とする。ただし、地形等によりやむを得ないないと認められる場合は、小区間に限り 12%以下とすることができる
- (7) 道路の横断勾配は、次の表によること

道路の種類		横断勾配
車道	アスファルト舗装	1.5%~2.0%
	コンクリート舗装	
歩道		1.0%、透水性舗装以外等 1.5~2.0%

(交通安全施設等)

第 18 条 条例別表第 2 第 8 の項に掲げる交通安全施設等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 防護柵
- (2) 道路照明施設
- (3) カーブミラー
- (4) 道路標識
- (5) 区画線

(道路整備にかかるその他の基準)

第 19 条 第 10 条から第 18 条までに定めるほか、開発事業者は次に掲げる事項を遵守することとする。

- (1) 開発区域内又は取付先道路と交差点が生じる場合は、あらかじめ公安委員会と交差点協議などを調べておくこと
- (2) 道路の占用は、道路管理者と協議すること。なお、電柱・消火栓箱等は道路に設置しない
- (3) 町が引き継ぐ道路について、道路台帳整備に関する図書を提出すること
- (4) 工事車両の通行経路図及び通行台数等の計画書を、工事着手前に町長に提出すること
- (5) 工事車両等により、公道を土砂等で汚損しないように、十分注意すること
- (6) 工事車両等により、公道、公共公益施設、民間の所有管理物件等が破損あるいは汚損したときは、速やかに報告するとともに、被害対象者の求めに真摯に応じ、原形復旧や補償等の協議を整えて、事業者の責任・費用をもって、誠実に対処し解決しなければならない
- (7) この技術基準に定めのない事項については、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び兵庫県開発許可技術的指導基準による（公園、緑地、広場の設置基準）

第 20 条 条例別表第 2 第 3 の項に規定する公園、緑地、広場（以下「公園等」という。）を設置する際は、福崎町緑の基本計画や開発区域周辺の公園配置を勘案し、公園種別による誘致距離を考慮のうえ、地区居住者の利用の便と景観が十分に生かされるとともに災害防止及び避難活動に適するように配置しなければならない。

2 樹林地等良好な自然環境を形成しているものはできる限り保全に努めるものとし、その用地は町に帰属させなければならない。

3 開発区域面積が3,000㎡以上のときは、住宅地開発にあつては区域面積の3%以上の公園等を整備しなければならない。この場合公園等1箇所あたりの面積は150㎡以上としなければならない。但し、公園等の設置の必要性がないと町長が特に認める場合は、公園等の整備に代わる公共公益施設等の整備を行わなければならない。

開発区域の面積が5ha以上の場合、1箇所300㎡以上の公園等を設置しなければならない。但し、隣接する開発地などで公園等が確保されている場合は別途

協議を行うものとする。

- 4 公園等の遊具施設・水飲み場・便所等必要な施設について、事前に協議しなければならない。また土砂の流入及び流出、法面及び石積の崩壊並びに排水不良等が生じないよう、公園内外に排水施設を整備するとともに境界には境界標で公園区域を明示し、フェンス等を設置しなければならない。
- 5 公園樹木として、中高木(高さ3m程度以上のもの)及び低木(常緑樹0.4m以上のもの)を植栽するよう努めるものとする。
- 6 その他、公園等に関する基準については、兵庫県開発許可制度の運用基準による。

(排水設備の整備基準)

第21条 条例別表第2第6の項に規定する上下水道施設のうち排水設備の整備基準は、第22条から第23条までの規定のとおりとする。

(排水計画の原則)

第22条 排水計画の原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 排水計画は、下水道計画に整合することを原則とし、当該開発施行区域内にとどまらず集水区域全体を考慮し、かつ区域内の雨水および汚水を速やかに排除するため、必要十分な施設計画とすること
- (2) 排除方式は分流式とし、かつ自然流下により排除すること
- (3) 排水施設計画については利害関係者と協議し、河川、水路等の管理者の同意を得たうえ、町長と協議すること
- (4) 開発行為等による流域の変更は原則として認めない

(施設計画の基準)

第23条 施設計画の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画雨水量の算出は、次の式を基本とすること

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$$

Q : 計画雨水量 (m<sup>3</sup>/秒)

C : 流出係数 指針と解説による

I : 降雨強度 46 mm/hr (7年確率)

A : 集水面積 (ha)

- (2) 前項の規定に関わらず、公共下水道の処理区域における開発行為にあつては、当該区域の下水道事業の管理者との協議の上、定められた値を用いることができる
- (3) 排水路の計画通水量の算出は、次の式によること

$$Q = A \cdot V \quad Q : \text{計画通水量}(\text{m}^3/\text{sec})$$

A : 流水断面積(m<sup>2</sup>)

V : 流速(m/sec)



(マニング公式)

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

n : 粗度係数

I : 勾配

R : 径深 A/P (m)

P : 潤辺 (流水辺長) (m)

粗度係数・・・指針と解説を引用

(4) 雨水排水路の断面決定は次に掲げる事項を考慮すること

ア 流速は、雨水管にあつては、計画下水量に対し、最小 0.8m/sec、最大 3.0m/sec とする

イ 計画流速は、秒速 0.8m～秒速 3.0m までの範囲で下流に行くに従い漸増させること

ウ 排水路の計画通水量は、次式を満足させること

$$Q \text{ (計画雨水量)} \leq 0.8 Q \text{ (計画通水量)}$$

(5) 汚水管渠の断面決定にあつては、次に掲げる事項を考慮すること

ア 流速は、汚水管にあつては、計画下水量に対して、最小 0.6m/sec、最大 3.0m/sec とする。なお、最小管径は 150mm とする

イ 計画流速は、秒速 0.6m～秒速 3.0m までの範囲で下流に行くに従い漸増させること

ウ 排水路の計画通水量は、次式を満足させること

$$Q \text{ (計画汚水量)} \leq 0.5 Q \text{ (計画通水量)}$$

(6) 雨水排水施設は原則として開渠とし、道路敷に接する位置に設けること

(7) 雨水排水施設および汚水排水施設の構造物の強度、形状、寸法、使用材料等については町長と協議すること

(8) 計画汚水量については、次の値を標準とする

住宅の場合 (単位：ℓ/人・日)

	公共下水道区域	農業集落排水区域	コミュニティプラント区域
計画日最大汚水量	470	300	226.2
計画日平均汚水量	計画日最大汚水量の 75%	計画日最大汚水量の 90%	計画日最大汚水量の 70%
計画時間最大汚水量	計画日最大汚水量の 180%	計画日最大汚水量の 250%+30ℓ/人・日	計画日最大汚水量の 200%

住宅以外の場合は、予定建築物の用途又は規模等に応じて想定される計画汚水量を算出すること。計画汚水の性状については、町長と別途協議すること。

(9) 上記に規定のない事項については下水道法(昭和33年法律第79号)、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道施設設計指針と解説」、福崎町下水道条例(平成16年条例第12号)及び福崎町下水道条例施行規程(平成28年告示第20号)等によること

(上水道施設の整備基準)

第24条 条例別表第2第6の項に規定する上下水道施設のうち上水道施設の整備基準は、第25条から第29条までの規定のとおりとする。

(上水道の計画水量)

第25条 計画水量は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画給水人口は、その業態ごとに給水人口を推定すること
- (2) 計画1日平均給水量は、建物種類・使用時間・使用人員を考慮して給水量を推定すること
- (3) 計画1日最大給水量は、計画1日平均給水量を負荷率で割り戻したものとすること
- (4) 計画時間最大給水量の算定は、次の式になる

$$\text{計画時間最大給水量} = \frac{\text{計画1日最大給水量}}{\text{係数(事業者で推定)}}$$

24

(給水の方式)

第26条 給水方式は、直結式と受水槽式とする。

(上水道の工事用材料)

第27条 工事用材料は、すべて日本工業規格及び公益財団法人日本水道協会規格に適合するもので、公益財団法人日本水道協会の検査に合格し、かつ町の指定したものでなければならない。

(上水道工事の施工方法)

第28条 事業者は、給水装置申込書(施行計画書(災害・交通安全管理を含む)、施工図、使用材料承認書、現場代理人届等)を提出し、管理者の承諾を得た後工事に着手すること(特に、他の埋設物との位置関係をよく調整しなければならない)とする。

2 事業者は、工事施工の各段階において、着手届、中間検査願(任意様式による)、完了届(竣工図、完了写真等を含む)等諸届を管理者に提出しなければならない。

3 配水管は、ダクタイル鋳鉄管(耐水管)又は耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(口径50mm以上はRR継手)を使用し、給水管の分岐については、配水本管に対して直角に耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管(口径40mm以下はS継手)で敷設し、宅地内に直結止水栓を取付け、BOXを設置することとする。

4 配水管の掘削、埋戻しは、土破りH=1.0m以上を保持し、中間には埋設標識シートを敷設し、碎石及び砂にて土砂の入替えをするとともに、20cm毎に敷き固めをしなければならない。なお、埋設する配水管及び給水管の周囲は保護砂により埋め戻さなければならない。

5 通水は、管理者の水圧検査（1MPa・10 分間）を受け、水圧低下がないことを確認した後、管理者の承認を得て行う。

（上水道施設整備にかかるその他の基準）

第 29 条 本整備基準に定めるほか、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、公益財団法人日本水道協会水道施設設計指針、福崎町水道事業給水条例（平成 28 年条例第 21 号）及び福崎町水道事業給水条例施行規則（平成 28 年規則第 10 号）等によること。

（消防施設の整備基準）

第30条 条例別表第 2 第 7 の項に規定する消防施設の整備基準については、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第 1 項の規定に基づく消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第 7 号）により設置しなければならない。

2 住宅等の建築を目的とした開発行為の場合は、1 つの消防水利から防火対象物は半径50mの範囲内となるように配置しなければならない。

3 その他、消防水利施設に関する基準については、兵庫県開発許可制度の運用基準による。

（集会所等の整備基準）

第 31 条 条例別表第 2 第 9 の項に規定する集会所等の整備基準は、第 32 条から第 34 条までの規定のとおりとする。

（集会所の整備基準）

第 32 条 住宅戸数が一戸建住宅においては 50 戸以上、中高層住宅においては 80 戸以上となる場合で、将来において集会所を設置する必要があると町長が認めるときは、集会所用地（中高層住宅にあっては、集会所にかえることができる。）及び集会所を自治会組織に無償提供するものとする。但し、集会所用地及び集会所は町に寄付採納手続きをし、自治会組織が結成され引き渡すまでは、事業者において管理しなければならない。

（ごみ集積施設の整備基準）

第33条 ごみ集積施設については、既存の施設利用とするが、町長が必要と認める場合は福崎町「開発行為に伴う一戸建住宅及び共同住宅の建築にかかるごみ集積施設の設置基準」（平成 7 年 4 月 1 日施行）に基づいて設置するものとする。

(1) ごみ集積施設は、ごみ収集車が容易に近づけて、交通及び収集に支障のない場所に設置するものとする

(2) ごみ集積施設は、利用者の便益及び安全性を考慮したものでなければならない

(3) ごみ集積施設前面に排水溝等がある場合は、溝蓋等を設置するものとする

（防犯灯の整備基準）

第 34 条 防犯灯の整備基準は、次の表のとおりとする。

開発区域面積	区分	LED 照明(蛍光灯 20W 相当)
--------	----	--------------------

1,000 m <sup>2</sup> 未満	1 灯以上必要に応じて設置
1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	2 灯以上必要に応じて設置
3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満	3 灯以上必要に応じて設置
5,000 m <sup>2</sup> 以上	別途協議のうえ設置
但し、事業区域が所属する自治会との協議による場合は、この限りでない。	

2 防犯灯施設の維持管理は、事業区域が所属する自治会との協議に基づく維持管理期間内又は事業区域に自治会若しくは管理組合が発足するまでの間は事業者において行うものとする。

3 事業者の維持管理期間経過後については、原則として、防犯灯設置の維持管理を自治会又は管理組合に引き継ぐこととする。

(駐車場及び駐輪場の整備基準)

第 35 条 条例別表第 2 第 10 の項に規定する駐車場及び駐輪場の整備基準は、次のとおりとする。

(1) 駐車区画の大きさは、幅 2.5m 以上(車椅子利用区画にあたっては、幅 3.5m 以上)、長さ 5.0m 以上とする

(2) 自転車置き場の大きさは、1 台当たり幅 0.6m 以上、長さ 1.8m 以上とすること

(3) 駐車場及び駐輪場の最低必要数は、原則として以下のとおりとする

ア 共同住宅、長屋住宅等 次の表に定めるとおりとする。

	駐車場最低必要数	自転車置場最低必要数
共同住宅、長屋住宅	1 台/戸	1.5 台/戸
ワンルーム形式住宅	1 台/戸	1 台/戸

イ 店舗、集会施設等の住宅以外の建築物 駐車場を設置する場合は、自動車通勤従業員数に集客見込者数を加えて得た数以上を確保するよう努める。

(立入調査)

第 36 条 条例第 24 条に規定する立入調査を行う職員は立入調査証(様式第 5 号)を関係者に提示しなければならない。

(公共公益施設用地の帰属)

第 37 条 開発事業者が開発行為に伴い、条例別表第 2 第 11 の項に規定する公共公益施設用地を提供する場合は、引継書(様式第 6 号)に添付書類を添えて町長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。